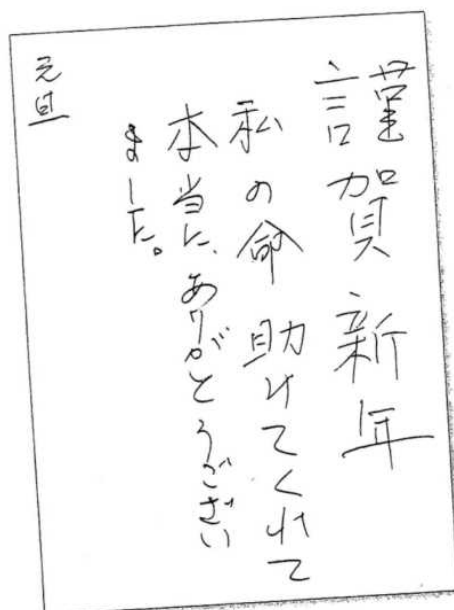


厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課
自殺予防総合対策センターの業務の在り方等に関する検討チーム

関係者ヒアリング提出資料

- 1 いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会 … p2
- 2 自殺対策官民連携協働会議 … p15
- 3 日本自殺総合対策学会 … p20
- 4 自殺総合対策の更なる推進を求める院内集会 … p25
- 5 全国市長会における決議 … p33

提出者：京都府京丹後市長 中山 泰



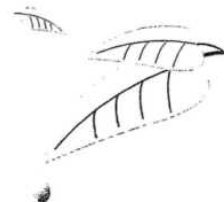
▲男性から奄美市の市民課へ送られてきたお礼の年賀状です。

ある離島に住む40代の男性が 自殺への思いを断ち切るまで。

この男性は、持病を抱えながら職を転々とし、不安定な生活を送っていました。時には生活のために借金をし、やがて借金を返すために借金を繰り返す「多重債務」に陥ってしまいます。将来への不安と取り立てへの恐怖から、船の中から海に飛び降り自殺しようと思ったこともありました。

ある日、男性は奄美市が債務問題の相談窓口を設置していることを知ります。膨らみ続けた400万円近くの借金を抱えながら、市民課の担当者に相談すると、弁護士の手も借りて債務整理へ。4カ月程で多重債務の苦しみと、自殺への思いから解放されました。

現在、男性は病状も落ち着き、平穏な生活を送っています。



行政として……

このような尊いお手紙を
はからずもいただけるような
真心あふれる取り組みを……

1 いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会

(通称：自殺のないまちづくり市区町村会)

◆メッセージ

～ “自殺のない社会づくり市区町村会” の設立にあたり～

“自殺のない社会づくり”こそ福祉の尊い原点

広く社会の中には、いろんなことで苦しんでおられる方、社会的に追い詰められている方が、程度の差こそあれどの時代を通じてもたくさんおられます。人が苦悩に打ちひしがれているとき、人として社会としてましてや無関心であっていいはずありません。互いの立場や属性、関係如何にかかわらず、何より、同じ社会に住む仲間として、そのようなお一人お一人をお支えする少しでも力、できる限りの力になりたいと心から願うものですし、そんな思いは言わずと知れて誰しもであると思います。

一方、そもそも行政は、教育や医療、福祉、産業、各種インフラ整備など何にしる、広く住民の皆さんの活動や生活、そして健康や命そのものを支え、守ることに共通してその本分があります。この点からは、自殺予防等のための行政の取組みは、“人のいのちを守る”という行政発祥の一番根本のところに属するもので、行政の大本であり、福祉の尊い“原点”であります。

とりわけ、市区町村などの基礎的自治体は、住民生活の現場で住民に一番身近に寄り添って、住民を支えていく、守っていくということが使命なわけですから、住民生活に向き合う最前線で、なくてはならない社会インフラとして、いのちを守る公共のセーフティネットをしっかりと張り巡らせていくことこそ、最優先で取り組んでいかねばなりません。

このような中、各自治体ともいろいろな対策を進めておられ、それが各地域の大切な取組みの基本の一つであるわけですが、何分、全国的には総じて本格的な取組みが始まってまだ日が浅く、それだけに行政が連携していく意味はとても大きいと思っています。

というのは、多くの自治体間で情報や意見を交換することを通じ、まだまだ全国的な取組みの蓄積が少ないだけに互いの施策の向上発展の上で今後の伸びしろがとても大きいのではないかと。さらに、この取組みは、機動的で、きめの細かい、血の通った対策が欠かせないものだけに、より多くの体験を重ねて共有することで、皮膚感覚の、つぼを得た、実効ある取組みがますます可能になると思うのです。

もう一つは、セーフティネットの広がりです。例えば、住民から相談を受ける体制や機能などを互いに連携して幅広く自治体横断的に広げていくことで、単独では対応できなかったようなこと、又は思いもよらぬ裂け目や隙間を埋めることができたり、より大きく安定的な効果も時に期待できるのではないかと思うのです。

その上で、私は、自殺予防の上では対症的、応急的な対策、対応、いざというときの“命の駆け込み寺”の機能がとても大切で、ますますの充実が当然求められるわけですが、それとともに、根本的に、一人ひとりのいのちに真剣に向き合い、いのちが尊ばれ、いのちが一番大切にされる社会、そんな社会を全国の自治体の皆さん、様々な民間分野の皆さん、何より住民の皆さん達とともに、皆で思いと力を合わせて創っていく、そんな社会の体質づくりが大事です。いのちを支えるためのセーフティネットが気がつけば肩ひじ張らないような自然な形で何重にも何重にも張り巡らされているような社会、いのちを守る“みえない福祉”がたくさん繰り込まれている社会、社会の体温のますます健全な温暖化、そんな“社会づくり”という視点が、この問題を根っこのところで解消につなげていく上でとても大切に思います。

できるだけ多くの自治体の皆さん、様々な分野の民間の皆さん、住民の皆さん、社会のすべての構成員の皆さんが、この「自殺のない社会づくり」の活動の趣旨を共有いただき、ともに参加され、社会の中でいのちが支えられ、いのちを守るための、目に見える、又は目に見えない多様な社会的な機能や働きがいよいよと高まって、自殺に決して至らせることのない社会、いのちが一番大切にされる、真心あふれる社会がますます実現されますよう、心から願っています。

1. 設立の趣旨

我が国における自殺者数が増加を続け毎年3万人を越える状況にある中、国において自殺対策基本法が制定され必要な施策が進められるとともに、社会の中でも自殺のない社会づくりへの様々な活動が進められています。

このような中、住民の皆さんに一番身近に寄り添い、住民福祉の向上への信託を受ける我々基礎的自治体として、自殺の問題を、もとより個人の問題ではなくそもそも社会的問題、社会全体の問題として改めて明確に捉え、自殺に決して至らせない社会、自殺のない「生き心地の良い社会」づくりのために、基礎的自治体が果たすことができる役割を真剣に訴求し、社会の心を一に、このための多様な取組みを強力に実施・推進していくことがとても重要で欠かせません。すなわち、社会全体で果たすべき役割を社会の構成員それぞれが必要な対応を尽くしていく中で、自助、共助という大切に基本的なはたらきの拡がりへの支援や環境づくりとともに、かけがえのない命を護るためのいわば現代の悲田院、命の駆け込み寺としての公共部門の役割と機能が、社会における欠かすことのできない公共インフラとして強く求められています。

そして、このことにより、ワン・フォー・オールとともにいわゆる“オール・フォー・ワン”の社会愛が一層育まれ、かけがえのない命をささえる真心あふれるような社会づくりがますます促されるとともに、福祉のあり方としても、このはたらきは自治体の使命として求められる住民福祉向上の根本にある、いわば「いのちを護る」ための福祉であり、福祉の原点につながるものであります。

しかしながら、各自治体が必要な施策を検討し推進していく上で、まだまだ全国的には対策が緒についたばかりであり、そのような中、ともすれば状況の推移の中で変化・発展する各地域の施策情報、課題や問題意識等について機動的に交換、共有していくことが、各自治体の一層の施策発展のうえでより望ましいことに加え、広く自治体が連携して相互に施策のネットを結び重ねていくことにより、思わぬ裂け目や抜け穴のないより十全なセーフティネットの構築も可能になるものであり、今後ともこういった連携のための環境整備が欠かせません。

このため、各自治体が独自の関連の施策等の情報や意見を相互に交換し、相互の関連施策の一層の向上、連携、進化等に資するとともに、もって、かけがえのない住民一人ひとりの命に向き合い、命を一番に大切にする社会、自殺に決して至らせない社会、自殺のない社会づくりを関係者の皆さん、住民の皆さんとともに真剣・着実に推進するため、市区町村の自治体等で構成する「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会 - 自殺のない社会を目指して -」を設立します。

2. 会の構成

市区町村の自治体の有志で構成し、国や都道府県及び関係団体との連携をしていくものとする。

3. 活動内容

- (1) 各自治体の施策等の意見、情報の交換、交流。年1～2回程度の交換会と施策や活動等の情報誌(電子的なもの含む)等の発行を行うとともに、このことを通じ社会への普及、啓発を図る。
- (2) 施策立案・推進のための関係団体等も含めた意見、情報交換、連携
- (3) 国等の施策への要望
- (4) その他、目的達成のために必要な活動
 - ・ 協議会加入団体間における共同相談窓口の設置

4. その他

当面、特に会費は求めず、基本的に各自治体の通常の運営経費の中で活動することとし、将来的には、必要に応じ会員間で検討するものとする。

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会 - 自殺のない社会を目指して - 運営基本方針について

1. 参加は、首長や担当職員、担当課などの組織参加の形など、本趣旨に問題意識を持っておられる者で、組織が広く参加できることとする。但し、必要があれば連絡協議会のなかに首長部会と担当者部会も設けるものとする。
2. 活動に広がりや、やわらかさを加えるために代表や会長等、組織的な立場を特に置くのではなく、フラットなネットワークを目指すことを基本とする。ただし、活動内容に一貫性をもたせるために、連絡協議会には世話役会と事務局を置くものとし、事務局の任期は1ヶ年ごとの持ち回りにするものとする。なお、広く社会全体との連携を展望しまた必要に応じ施策立案の助言を受ける上で、民間の代表的なNPO法人であるライフリンクを世話役会のオブザーバーとして事務局の運営にも協力を仰ぐものとする。
3. 「いのちを護る」とは、公共行政発足の大本となる心であり、たとえ、首長が交代しようが、自殺のない「生き心地の良い社会」づくりという本会の目的と願いが十分達成されるまで、将来長く皆なで手作りして発展していくネットワークにしていくものとする。
4. この活動は、当該自治体の自殺率が高いから参加する、低いから参加に及ばないという性格のものではなく、自殺率の高低にかかわらず、広く参加を求めるもの、自殺に決して至らせない社会、自殺のない社会づくりを目指すものであり、マスコミの報道対象となった場合に、仮にも偏った形(例：自殺率の高い自治体のための集まりという趣旨の報道)に決してならないよう、「命ささえる」という活動の原点に係る認識の共有と誤解のない形での周知に配慮するものとする。
5. いのちの護りを真摯に願い、着実な実効を大事にする視点を大切に、意見や情報交換等ができるネットワークにしていくものとする。

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会
- 自殺のない社会を目指して - 規約について

(名称)

第1条 本会は、いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会―自殺のない社会を目指して―（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 自殺対策基本法を踏まえつつ、また、協議会の設立趣旨に基づき、自殺に決して至らせない社会、自殺のない社会づくりをそれぞれ自らのこととして真剣・着実に推進し、自殺防止はじめ自殺を巡る諸課題や諸施策について、関連する情報や意見等の交換を行い、また連携を図るなど、会員相互に総合的な交流・協働を行うことにより、かけがえのない住民一人ひとりの命に向き合い、命を一番に大切にする社会、命をささえる真心あふれる社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自殺防止はじめ自殺対策推進のための情報・施策の交換及び連携協力に関すること。
- (2) 会員相互の交流、支援、連携等を図るための活動
- (3) 国の施策への要望に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する日本国内の市区町村をもってその会員とする。

(特別会員)

第5条 協議会に、オブザーバーとして特別会員を置くことができる。

- 2 特別会員は、会員が推薦する自殺対策に関わる学識経験者や都道府県、府省庁（担当課室長等）をもって充てる。
- 3 特別会員は、世話役（幹事）の求めに応じて、協議会の運営及び組織一般に関し、助言を行う。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

世話役 若干名（又は団体（以下、同じ。））
うち1名を世話役（幹事）とする

- 2 世話役は、世話役会を構成し、もって、協議会の会務を総括する。このうち、世話役（幹事）は事務を担う。
- 3 世話役は、原則として北海道・東北、関東、東海・信越・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地域から各1名選出するものとする。

(役員を選任方法及び任期)

第7条 世話役及び世話役（幹事）は、次条に規定する連絡協議会(総会)において会員の互選により選出し、任期は、次期総会において世話役及び世話役（幹事）が選出されるまでの期間とする。

- 2 補欠のために選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

(総会及び臨時会)

第8条 総会及び臨時会は、世話役会が招集し、世話役（幹事）がその議長となる。

- 2 総会は年 1 回を基本に開催する。
- 3 臨時会は、世話役会が必要と認めるときに開催する。
- 4 総会及び臨時会は、必要に応じ関係機関又は関係団体の関係者の出席を求めることができる。

(世話役会)

第 9 条 協議会に世話役会を置く。

- 2 世話役会は、世話役で構成し、協議会活動に関して必要な会員との連絡調整、会務の総括を行う。

(事務局)

第 10 条 事務局は、当面、世話役（幹事）が所属する会員団体が担当することとする。

- 2 事務局業務については、NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクの参画を受けるものとする。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は世話役会が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この規約は、施行から 1 年を目途にその間の状況等を総合的に検証し、必要に応じ発展的な見直しを行うものとする。
- 3 第 6 条及び第 7 条の規定については、各条の規定内容に関わらず本協議会が発足した以降の段階において、すみやかに会員間で協議し、選任を行うものとする。

■要望活動 - 要望のポイント -

- (1) これまで単年度ごとに更新されてきた「基金」を、恒久財源化すること
- (2) 都道府県の枠を超えた取組みへの基金配分の別枠化等を含めた、自治体間連携等支援のための弾力的な運用
- (3) 新設の「自殺対策官民連携協働会議」の一層積極的な活用、及び同協働会議と「自殺総合対策会議」の連携強化を図ること

平成 23 年 9 月 14 日

「自殺のない社会づくり推進のための国への要望」提出

提出先／野田佳彦内閣総理大臣 及び 蓮舫内閣府特命担当大臣

平成 23 年 10 月 5 日

自殺対策を推進する議員有志の会 及び 民主党政調査会へ要請

要望書内容の説明及び市区町村の自殺対策への更なる支援について

平成 24 年 10 月 11 日

「地域自殺対策緊急強化基金の継続」を強く求める要望書提出

提出先／細野豪志民主党政調査会長

平成 25 年 7 月 9 日

「地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書」

提出先／森まさこ内閣府特命担当大臣

平成 25 年 10 月 10 日

国民の「いのち」を守る自殺総合対策の抜本的充実に関する緊急要望

～「消費税増税による、あつてはならない自殺リスクの高まり」に備えるために～

提出先／安倍晋三内閣総理大臣

平成 26 年 7 月 4 日

地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書

提出先／森まさこ内閣府特命担当大臣

地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書

我が国の年間自殺者数は、4年連続の減少となり、2年続けて3万人を下回ったものの、依然として27,000人以上が自殺で亡くなっており、高止まりの状態が続いています。

このような中、自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）では、今後の課題として「地域レベルでの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換」が謳われていますが、自殺対策検証評価会議において、自殺対策の体制が十分に整っていない自治体もまだまだあるなど、自殺対策の取組に地域格差が生じており、地域の底上げ的な意味での支援が必要であると指摘されています。

また、大綱では、「第2 自殺総合対策の基本的な考え方」において、「6 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」と示しています。

その中で、地方自治体の自殺対策の推進を特に有効に支えている地域自殺対策緊急強化基金のうち、市町村が基金を活用して実施する5つのメニューについて、平成26年度の基金管理運営要領改正に伴い、強化モデル事業の中の「その他地域における自殺対策を緊急に強化するための事業」が削除され、代わって「既存事業にない先導的な取組となる自殺対策事業」が追加されました。それに伴い、一例ですが、内閣府自殺対策推進室から、行政職員が出席する全ての会議の旅費が基金事業の対象外であると通知され、本会の事業のように、自治体間で相互に連携して、先進的な事例や手法を共有し施策を学び合い、地域レベルでの実践的な取り組みを高め合っていけるような事業への参画機会が一律に制限されるなど、一部に大綱の趣旨に逆行すると言わざるを得ないような取扱いもみられることとなっています。

改めて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と高く掲げられ、「国を挙げて自殺対策を総合的に推進」「今後は、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策へと転換を図っていく」と明確に謳われた大綱の趣旨が、広く自治体に徹底され、全国各地で真心のこもった施策がますます展開していきますよう、下記の点を含め、自治体の自殺対策を支えていただいている基金及びその運用の発展的な改善を強く要望します。

記

1. 来年度当初予算における自殺対策の恒久的基金の設置

現在、地域自殺対策緊急強化基金が措置されているが、中長期視点で継続的に推進するためには、自治体が使える財源の安定的・恒久的な位置づけとその措置が必要不可欠。

2. 都道府県の枠を超えた取組みへの基金配分の別枠化等を含めた、自治体間連携等支援のための弾力的な運用

- (1) 大綱にある「地域における先進的な取組みの全国への普及」「複数の地方公共団体による連携の取組みについても、情報の提供等適切な支援を行う」を推進するうえで、都道府県の枠を明確に仕切りながら基金配分される運営では、都道府県の枠を超えた自治体間の連携について機動的・総合的に企図し進めていくうえでは必ずしも万全ではないため、このような連携支援を積極的に可能とするような制度運営に改めること。
- (2) 「地域レベルでの実践的な取り組み」を全国的に推進するためには、自殺対策の体制が未だ十分整っていない自治体も少なからずある中で、自治体間相互に様々な形態で交流・意見等交換を図っていくことが重要不可欠であり、このための旅費等を基金の対象と明確に位置づけるなど、自治体間の連携支援の抜本的な充実を図ること。

平成26年7月4日

内閣府特命担当大臣 森 まさこ 様

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会
(通称：自殺のない社会づくり市区町村会)
世話役（幹事） 京都府京丹後市長 中山 泰

■地域別ブロック研修会の開催

国の動向や先進事例を共有し、各自治体の自殺対策の取組状況や課題などを意見交換する中で、よりよい方策を立て、より十全な自殺対策を推進するための研修会を地域ブロックごとに実施しています。本会及びオブザーバーとして参加する自殺対策全国民間ネットワークのメンバーによる意見交換なども行っています。

※平成 23 年度（全国 8 会場：北海道・東北・関東・甲信越・東海・近畿・中国四国・九州沖縄）

・参加者実績 186 人

（会員 59 自治体 86 人／非会員 73 自治体 88 人／都道府県 12 人）

※平成 24 年度（全国 8 会場：北海道・東北・関東・甲信越・東海・近畿・中国四国・九州沖縄）

・参加者実績 210 人

（会員 63 自治体 93 人／非会員 26 自治体 31 人／都道府県 8 人／民間団体 42 団体 78 人）

※平成 25 年度（全国 2 会場：東京・京都）

・参加者実績 91 人

（会員 44 自治体 61 人／特別会員 4 府県 5 人／非会員 3 県 3 人・12 自治体 16 人）

※平成 26 年度（全国 2 会場：東京・京都）

・参加者実績 91 人

（会員 41 自治体 63 人／特別会員 2 府県 3 人／非会員 12 自治体 18 人）

・内容

（1）直近の自殺総合対策について

報告者：NPO 法人ライフリンク 代表 清水康之

（2）実践的な支援方法

①自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

◆生活困窮者自立支援制度の仕組みと自殺対策をいかに連動させるか

◆ハイリスク者への個別支援（伴走型支援）

◆居場所活動と個別支援の連動

◆支援者自身のケア

②自死遺族への支援

◆わかち合いの場と個別支援

◆遺族が抱える総合的な問題への対応と支援ネットワーク

◆自死遺児への支援

（3）人口規模別によるグループワーク（それぞれの取組紹介）

（4）情報提供・全体質疑

【参考：平成 24 年度開催状況】

平成 24 年 10 月 24 日	九州沖縄 BK：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄			
福岡朝日ビル 12 号室 (福岡市内)	会 員	4 自治体	8 人	26 人
	非 会 員	5 自治体	7 人	
	都道府県	—	—	
	民間団体	7 団体	11 人	
平成 24 年 10 月 25 日	北海道 BK：北海道			
TKP 札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6B (札幌市内)	会 員	2 自治体	4 人	18 人
	非 会 員	2 自治体	2 人	
	都道府県	北海道（保健所）	1 人	
	民間団体	5 団体	11 人	
平成 24 年 10 月 26 日	関東 BK：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川			
貸会議室内海 3 階会議室 (東京都内)	会 員	9 自治体	11 人	43 人
	非 会 員	15 自治体	18 人	
	都道府県	東京都	3 人	
	民間団体	6 団体	11 人	
平成 24 年 10 月 31 日	北信越 BK：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野			
メルパルク長野 小会場 月 (長野市内)	会 員	7 自治体	11 人	18 人
	非 会 員	—	—	
	都道府県	—	—	
	民間団体	3 団体	7 人	
平成 24 年 11 月 2 日	近畿 BK：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山			
京都 JA 会館 6 階 601～604 (京都市内)	会 員	23 自治体	31 人	53 人
	非 会 員	1 自治体	1 人	
	都道府県	京都府、保健所	3 人	
	〃	京都府精保センター	2 人	
	民間団体	7 団体	16 人	
平成 24 年 11 月 9 日	東北 BK：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島			
いぶきエステート 仙台 東洋ビル 8 階会議室 (仙台市内)	会 員	6 自治体	10 人	15 人
	非 会 員	—	—	
	都道府県	—	—	
	民間団体	4 団体	5 人	
平成 24 年 11 月 14 日	東海 BK：岐阜、静岡、愛知、三重			
ABC 会議室第 4 会議室 (名古屋市内)	会 員	10 自治体	12 人	23 人
	非 会 員	1 自治体	1 人	
	都道府県	—	—	
	民間団体	6 団体	10 人	
平成 24 年 11 月 21 日	中国四国 BK：島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知			
岡山国際交流センター 3 階研修室 (岡山市内)	会 員	2 自治体	3 人	12 人
	非 会 員	2 自治体	2 人	
	都道府県	—	—	
	民間団体	4 団体	7 人	

※関東ブロックには、内閣府 山崎政策統括官（自殺対策推進室長）が出席。

■自殺総合対策全国フォーラム2012

政府が本年8月に閣議決定した、新しい「自殺総合対策大綱」の理念を共有し、今後取り組むべき対策について議論するため、9月10日の「WHO 世界自殺予防デー（「自殺予防週間」初日）に全国5会場をネット中継で結び、現場に最も近いところで活動する「自殺対策全国民間ネットワーク」と「自殺のない社会づくり市区町村会」とがはじめて合同で開催し、新大綱が謳う「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を図る第一歩にすべく、各地域での実務的な支援活動を目的とした関係者間のネットワーク構築に向けた催しにしました。

日 時／平成24年9月10日（月） 午前10時～12時

会 場／北海道札幌市、秋田県秋田市、東京都渋谷区、京都府京都市、福岡県福岡市

参加者／経済産業副大臣 柳澤光美氏

厚生労働大臣政務官 津田弥太郎氏

内閣府大臣政務官（自殺対策担当） 園田康博氏

民間団体95団体、自治体53団体、都府県4団体（計152団体、255名）

内 容／前半：全国5会場をネット中継で結ぶ

- ① 新・自殺総合対策大綱のポイント解説
- ② 「いのち支える(自殺対策)全国キャンペーン」への参加の呼びかけ
- ③ 「決意文」の採択

後半：各会場において進行する

- ① 地域の課題や取組の紹介
- ② 意見交換など

決意文 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざす

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」である。いま日本では一日平均 80 人以上が自殺で亡くなっており、日本に暮らす約 40 人に一人が家族を自殺で亡くしていることになる。世界的にも極めて高い日本の自殺率を巡る異常な状況は、一人ひとりの生きようとする根源的、本能的な願いや思いを基礎とする「私たちの社会の成り立ちそのもの」に深く関わる問題だ。社会保障や住民福祉を論ずる以前に、社会の底に大きな穴が空いていることを私たちは自覚しなければならない。

他方、WHO（世界保健機関）が、自殺は、その多くが「防ぐことのできる社会的な問題」だと明言しているように、「自殺は社会の努力で避けることのできる死である」というのが、世界の共通認識となっている。

かつて自殺大国と呼ばれたフィンランドでは、国家プロジェクトとして自殺対策を推進し、自殺率をピーク時から 30%減少させた。国内でも先駆的な取組を行っている地域では、年間の自殺者数が確実に減少傾向にある。日本で自殺率が高止まりを続けているのは、効果的な対策がないからではない。効果的な対策が広がっていないからだ。憲法上の基本的人権、最低限の生活権等の根っこに深く横たわる問題として、国・地方の行政をはじめ社会をあげて喫緊の課題として総合的に自殺対策を進める必要がある。

新しい自殺総合対策大綱には、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」と明確に謳われている。これからは、都道府県はもとより、民間団体や市区町村等の「現場本位の活動」が、より大きな役割と責任を担うことが求められる。

自殺の要因は決して単純ではなく、その背景には、経済・生活問題、労働問題、教育問題、それに健康問題や人間関係・価値観等の問題が潜んでいる。そうした問題が連鎖して起きているため、対策も単純にはいかない。自殺問題に効く万能薬はない。必要なのは、それぞれの地域で、自殺の実態に即して戦略を立て、実践を前提とした関係者間の連携を強化し、地域全体で「包括的な生きる支援」として自殺対策を展開すること。そして、そのことの重要性を共有しながら、不断の努力を続けていくことである。

この瞬間にも、自殺による悲しみの連鎖が止め処なく広がり続けている。同時代を生きる多くのいのちが、不条理な死に追い込まれようとしている。一人ひとりのいのちが、かけがえのない存在として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、私たちは立場を超えて協力し、自殺対策の新時代を切り拓くことを、いまここに決意する。

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会－自殺のない社会を目指して－

【参画団体一覧】

〔平成27年5月27日現在 287団体〕

北海道・東北ブロック世話役：北海道石狩市／福島県いわき市			〔41〕
北海道	帯広市、紋別市、千歳市、石狩市、新篠津村、せたな町、沼田町、天塩町、新ひだか町		9
青森県	五所川原市、十和田市、平内町、鶴田町、野辺地町		5
岩手県	久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、平泉町、住田町、普代村、洋野町		8
宮城県	角田市、岩沼市、栗原市、大崎市		4
秋田県	能代市、横手市、湯沢市、由利本荘市、仙北市、八峰町、大潟村		7
山形県	長井市		1
福島県	郡山市、いわき市、田村市、川俣町、西郷村、石川町、玉川村		7
関東ブロック世話役：東京都日野市			〔46〕
茨城県	ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、筑西市		4
栃木県	矢板市		1
群馬県	吉岡町、上野村		2
埼玉県	川越市、所沢市、本庄市、深谷市、北本市、ふじみ野市		6
千葉県	市川市、木更津市、佐倉市、柏市、勝浦市、浦安市、山武市、いすみ市、白子町、大多喜町		10
東京都	千代田区、港区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、三鷹市、日野市、多摩市、稲城市、神津島村、八丈町		19
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、厚木市		4
東海・甲信越・北陸ブロック世話役：静岡県御殿場市／長野県佐久市			〔48〕
新潟県	三条市、十日町市、見附市、村上市、妙高市、上越市、南魚沼市		7
富山県	朝日町		1
石川県	小松市、能美市、川北町		3
福井県	越前町		1
山梨県	南部町		1
長野県	松本市、小諸市、伊那市、佐久市、東御市、箕輪町、宮田村、根羽村、喬木村、飯綱町		10
岐阜県	関市、美濃市、各務原市、可児市、山県市、郡上市、白川町、関ケ原町		8
静岡県	三島市、富士市、御殿場市、伊豆の国市		4
愛知県	瀬戸市、あま市		2
三重県	松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、熊野市、いなべ市、木曽岬町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町		11
近畿ブロック世話役：京都府京丹後市			〔97〕
滋賀県	彦根市、近江八幡市、湖南市、米原市		4
京都府	舞鶴市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、伊根町、与謝野町、南山城村、京丹波町、京丹後市、		24
大阪府	堺市、岸和田市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、高石市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、熊取町、田尻町		20
兵庫県	姫路市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、加西市、篠山市、丹波市、朝来市、淡路市、加東市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、佐用町		16
奈良県	奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、上牧町、黒滝村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村		21
和歌山県	海南市、有田市、御坊市、田辺市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、広川町、有田川町、白浜町、上富田町、北山村		12
中国・四国ブロック世話役：愛媛県四国中央市			〔14〕
鳥取県	南部町		1
島根県	浜田市、江津市、飯南町、奥出雲町、知夫村		5
岡山県	倉敷市		1
山口県	周南市		1
徳島県	三好市、那賀町		2
愛媛県	四国中央市、松野町		2
高知県	四万十市、宿毛市		2
九州・沖縄ブロック世話役：宮崎県都城市			〔41〕
福岡県	福岡市、八女市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、水巻町、遠賀町、添田町、糸田町、川崎町		12
長崎県	大村市		1
熊本県	宇土市、長洲町、あさぎり町		3
大分県	豊後大野市、九重町		2
宮崎県	えびの市、都城市、綾町		3
鹿児島県	鹿児島市、阿久根市、出水市、西之表市、薩摩川内市、日置市、霧島市、志布志市、奄美市、さつま市、姶良市、南種子町、大和村、宇検村、天城町、伊仙町、知名町		17
沖縄県	沖縄市、西原町、座間味村		3
【特別会員：都道府県】			
青森県、岩手県、千葉県、神奈川県、山梨県、三重県、京都府、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県			12

2 自殺対策官民連携協働会議

<委 員>

足 立 勇 人	日本弁護士連合会元副会長
五十嵐 千 代	東京工科大学医療保健学部産業保健実践研究センター長 同大学同学部看護学科准教授
小 澤 吉 徳	日本司法書士連合会常任理事
栗 林 正 巳	日産自動車人事部安全健康管理室シニアスタッフ
斎 藤 友紀雄	(社) 日本いのちの電話連盟理事、日本自殺予防学会理事長
坂 元 昇	全国衛生部長会副会長、川崎市健康福祉局医務監
清 水 康 之	NPO法人ライフリンク代表
杉 本 脩 子	NPO法人全国自死遺族総合支援センター代表
杉 山 豊 治	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
高 橋 祥 友	筑波大学教授
田 中 幸 子	全国自死遺族連絡会代表
中 山 泰	京丹後市長
樋 口 輝 彦	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長
三 上 裕 司	(公社) 日本医師会常任理事
水 谷 孝 之	日本臨床心理士会監事
南 砂	読売新聞東京本社編集局次長兼医療部長
宮 野 廣 美	(公社) 日本薬剤師会理事
向 笠 章 子	福岡県スクールカウンセラー、臨床心理士
本 橋 豊	秋田大学理事・副学長
山 崎 健 夫	全国理容生活衛生同業組合連合会常任理事
渡 辺 洋一郎	渡辺クリニック院長、(公社) 日本精神神経科診療所協会会長

【五十音順、敬称略、役職は平成25年7月26日現在】

■第2回会議提出資料：平成26年2月4日

国民の「いのち」を守る自殺総合対策に欠かせない財源確保、制度創設等に関する要望

～消費税増税による絶対あってはならないリスクの高まりにも全力で備える～

京丹後市長 中山泰

1 都道府県の枠を超えた広域的な取組みに、「基金」の5%を重点配分する

⇒（別紙）2）のとおり。

2 本「自殺対策官民連携協働会議」の一層積極的な活用と、政府の「自殺総合対策会議」の連携強化を図る

⇒（別紙）3）のとおり。

3 「自治体連携・全国相談ネットワーク」（仮称）の創設

- 自殺のリスクを抱えた相談者は、抱えている問題の内容によっては、ご本人が居住している自治体の相談窓口には行きづらい場合がある。そのため、単独自治体単位での相談体制の隙間や思いもよらぬ落とし穴を埋めるとともに、併せて相談体制の重層化や一層の体制整備の全国的機運を今後ますます高めていくため、相談体制や機能を自治体間で互いに幅広く連携し、互いの住民の相談を相互に肯定的に受け合っていく（他の自治体住民の相談も積極的に受ける）自治体横断的な体制を全国的に構築する。

具体的には、

- ① 地方自治体が中心になって、都道府県横断的に広く基礎自治体及び都道府県等公共機関の各種相談について、当該地方公共団体居住の住民以外の住民にも相談を利用可能とする自治体又は自治体の相談窓口・機能を募り、参加都道府県・市区町村により、＜自治体連携・全国相談ネットワーク（仮称）＞を創設する。
- ② 特定の自治体に相談が集中する場合の自治体間での費用と便益の関係をバランスさせる仕組みとして、上記1により可能となる「重点配分基金枠」を活用して①創設のネットワークに＜調整基金＞を創設し、同基金からバランスングのための費用や人員を支援・調整する。
- ③ なお、ネットワークに登録された各自治体の相談窓口・機能の周知等に当たっては、各相談窓口等について当該自治体住民はもとより当該地域以外在住の住民にも同様に利用可能である旨、積極的に明示し広く呼びかける。これにより、他自治体の相談窓口等が遠慮なく利用可能であることが積極的に広報されることにより、いのちを守る社会的雰囲気が一層醸成される。また、中長期的には各自治体の相談機関の間でよい意味での相互刺激が全国的に広がり、相談窓口等が未開設又は必ずしも十全でなかった自治体における相談窓口等の新設や充実、相談の質を高めるインセンティブがより働くことにつながりうる。
- ④ おって、当然に重要なこととして、ネットワークの運用に当たっては、民間団体の相談窓口・機能との密接な意思疎通と連携が有用で不可欠である。

4 自殺を防ぐ「生きる支援のための保険」(仮称)創設の検討

- 想像だに忍びがたい、やむを得ず保険金を当てせざるをえない窮迫の事情に追い込まれたことによる自殺を防ぎ、万一そのような事情に至ったときには、生活を立て直され“**生きる支援**”のために支払われる**社会的な保険制度の創設を検討**する。
- 自殺の場合は免責期間にかかわらず保険支払いをしない取扱いについては、上記の窮迫の事情を中心的な理由とされた自殺は中長期的には防げるものの、遺族等の経済的困窮のケースの問題をどう考えるかが一方で検討に重要な課題。他方で、上記制度の創設ができれば、窮迫に追い込まれた当事者のいのちを守ることを何よりの公益に、生活再建、家族の安寧、関係者へのシワ寄せ防止など多大な公益に貢献することができる。また、様々に“再挑戦”可能な社会的雰囲気づくりにも大いに寄与できる。
- このためには、厳格なで合理的、説得的な審査の基準づくり、参加の仕組み、官も含めた共同の資金拠出・運営体制づくりのあり方、など多角的、総合的に検討することが不可欠であり、有識者を含めた総合的な検討体制を強く要請する。

国民の「いのち」を守る自殺総合対策の抜本的充実に関する緊急要望

～「消費税増税による、あってはならない自殺リスクの高まり」に備えるために～

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

自殺のない社会づくり市区町村会
自殺対策全国民間ネットワーク

我が国の自殺者数は平成 10 年に急増し、異常にも年間 3 万人を超えました。それまで 2 万人台の前半で推移していた危機的な事態が更に前年比で 8 千人以上も増加し、とても悲しいことですが、世界から「自殺大国」と呼ばれるようになりました。

背景にあるのは、社会経済状況の激変であります。振り返ってみれば、平成 9 年 4 月に消費税が増税され、景気後退とともに倒産件数や失業者が増えましたが、その一方で、「いのちのセーフティネット」である自殺対策が当時として行政的・社会的に放置され続けてきたことなどが、自殺を急増させたのです。

しかしながら、その後、平成 18 年に「自殺対策基本法」が成立し、平成 21 年には「地域自殺対策緊急強化基金（以下、基金）」が造成されて、自殺対策の全国的な底上げが図られました。民間団体に加え市区町村レベルでも様々な取組が進められるようになり、平成 22 年からは自殺者数が減少傾向に入り、そして、昨年は 15 年ぶりに年間 3 万人を下回りました。お一人おひとりの命の尊さを想うとき、限りなく自殺のない社会づくりを現実を目指していくべき中では、まだまだ途方もない状況ですが、最も人数が多かった年と比べて 6 千人以上の「いのち」が守られました。

こうした流れを強化するために昨年、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとして、「自殺総合対策大綱」が改訂されました。「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要」があり、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」であることが力強く謳われています。

ところが、全国各地の自殺対策を強力に下支えしている「基金」がこのまま追加措置がとられない中では今年度限りで打ち切られる事態も強く懸念されます。上述の状況の中でそのような措置は決してあってはなりません。そして、このような状況に加え、先般、来年度からの消費税増税が決定され、この導入に伴い、絶対にあってはならない「自殺リスク」の高まりが懸念されています。政府として増税に伴う国民経済への負の影響を緩和するため併せて各種の経済対策が積極的に進められるとのことであり、諸施策の奏功を期待するものでありますが、他方で、消費税の広範な逆進性からは広く経済的弱者に対して負の影響が様々な形態で生じうることは避けがたい側面があります。基礎的経済対策・生活対策の徹底とともに、様々な影響に万全に備える大きな柱の一つとして、「自殺対策＝いのちのセーフティネット」の、多様でより一層の充実強化が喫緊に不可欠です。

失われた「いのち」は二度と戻りません。社会と社会保障の安定のための消費税増税なのに、皮肉にもその土台を気づかないうちに蝕んでしまうような事態は絶対に避けなければなりません。国民の「いのち」を自殺リスクから守るため、私たちは下記の通り、自殺総合対策の抜本的充実に関して強く要望します。

記

1) これまで単年度ごとに更新されてきた「基金」を、恒久財源化すること

- ・自殺対策基本法の第 9 条には、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とある。
- ・地域レベルの自殺対策は、平成 21 年に造成された「基金」を財源としているものがほ

とんどであり、これが打ち切られれば、折角進み始めた我が国の自殺対策は腰折れしかねない。そうなれば、再び自殺が急増に転じるリスクが高まりかねない。

- ・大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、仮に「基金」が続けられても、単年度ごとの更新だと、これができない。戦略的に対策を進められない。
- ・継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。
- ・平成 22 年 9 月に厚生労働省が発表した試算によれば、平成 21 年度の「自殺・うつによる経済的損失」は 2.7 兆円に及ぶ。一方、「基金」は年間 30 数億円である。自殺対策は、かけがえのない「いのち」を守る活動であるだけでなく、政策的にみて極めて効果・公益の高い公共投資でもある。

2) 都道府県の枠を超えた広域的な取組に、「基金」の 5%を重点配分すること

- ・大綱では、「地域における先進的な取組の全国への普及などが必要」「複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする」など、広域的な取組や連携の重要性が謳われている。全国的には自治体の取り組みは緒についたばかりであり、都道府県の枠を超えて広く自治体が横断的に連携することで、全国的な施策の伸びしろが大きくなる。このための重点配分とその活用が極めて効果的である。
- ・その土台としてすでに、自治体や民間団体による全国的なネットワークが設立され、連携の基盤が整いつつある。
- ・しかし、現状では、「基金」は都道府県ごとに造成されているため、そうした広域的な取組に活用することは極めて困難であり、実際に活用されていない。(費用の持ち寄り形式では、全国的な対策が十分に確立していない現段階で広域的な連携は極めて困難)
- ・5 つ以上の都道府県・政令市にて広域に行われる事業に対して、「基金」の 5%を重点配分すべきである。

3) 新設の「自殺対策官民連携協働会議」の一層積極的な活用、及び同協働会議と「自殺総合対策会議」の連携強化を図ること

- ・政府、地方、団体、民間、国民等国を挙げて自殺対策を総合的かつ強力に進めていくためには、自殺対策各般の社会的啓発のほかにも、例えば、地域における制度的・人的・資金的推進体制の確立、国・各自治体・民間等間のネットワーキング手法の構築、金融や保険、保健医療や福祉など広く関連する各分野におけるそれぞれの制度的な支援策のあり方検討と実践など、まだまだ、系統的で複雑な検討を要する有意で不可欠な政策的課題が、各分野において数多く存在する。
- ・このため、上記の協働会議に関し「会議における意見は、～必要に応じ、(関係閣僚で構成する)自殺総合対策会議に報告する」とされていることを踏まえ、新設の協働会議の機能を一層積極的に活用し、例えばその下に各部会などの検討会議を常設したり、関連学会など広く民間・関係者の意見を定期的・機動的に聴取するなどして、自殺対策の総合的な推進に資する政府への献策機能を強化すべきである。
- ・そして、同協働会議から、「(官房長官が座長。関係閣僚から構成される)自殺総合対策会議」に対し毎年の予算編成前を含め定期的・機動的に献策するなどして、協働会議と政府の上記総合対策会議がより一層連携を強化し、官民が一体となって連携して総合的・機動的かつ強力な総合対策を着実に実現・推進していくことが大変重要である。このため、喫緊にその体制づくりと確実な実行が求められている。

※本要望の 1) と 2) は、本年 7 月 9 日に自殺対策を担当する森まさこ内閣府特命担当大臣に提出した「地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書」と趣旨は同じです。 以上

制度創設、改善等に関する要望

京丹後市長 中山 泰

1 自殺を防ぐ「生きる支援のための保険」(仮称)創設の検討・推進

- (1) 想像だに忍びがたい、やむを得ず保険金を当てざるをえない窮迫の事情に追い込まれたことによる自殺を防ぎ、万一そのような事情に至ったときには、生活を立て直され“生きる支援”のために支払われる社会的な保険制度の創設を真剣に検討する。
- (2) 上記制度の創設ができれば、窮迫に追い込まれた当事者のいのちを守ることを何よりの公益に、生活再建、家族の安寧、関係者へのシワ寄せ防止など多大な公益に貢献することができる。また、様々に“再挑戦”可能な社会的雰囲気づくりにも大いに寄与できる。
- (3) 現在も、小規模企業救済制度等の効果的な制度もあるが、ただ、原則、支払額規模は積立額がベースであり、保険支払い的な相当規模の支弁を受けるものではないことをはじめ、抜本的な状況改善に資する上では課題が多い。このためには、モラルハザードを防止するための厳格な合理的、説得的な審査の基準づくりを前提に、参加の仕組み、官も含めた共同の資金拠出・運営体制づくりのあり方、など多角的、総合的に検討することが不可欠であり、有識者を含めた総合的な検討体制を強く要請する。

2 自治体における自殺対策の本格的な推進に向けた制度的、政策的バックアップ

- (1) 自殺対策基本法の改正により市区町村（又は「市区町村及び都道府県」）に「自殺対策基本計画」策定を義務付け

次第に改善されてきてはいるものの、まだまだ途方もないレベルの全国的な自殺者数の、異常で危機的な状況を早急かつ抜本的に改善していくため、自殺総合対策大綱にあるように、国、地方公共団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進するとともに、その推進のために、都道府県と並び、住民に一番身近な市区町村の役割と責任がますます重要になってきている。

このような状況の抜本的改善のうえで、更には、命のセーフティネットを地域間で幅広く連携・融通し自治体横断的で強靱なネットとしていくためにも、地方公共団体における自殺を巡る状況の高低の如何に関わらず、全国的な危機的な状況を自分ごととして受け止めつつ、各地各地で真剣な対応を進めていくことが大変重要で欠かせない。

このため、地位・現場レベルでの実践的、具体的な取り組みが、地域横断的に全国各地でくまなく、かつ、総合的かつ計画的に進められ、もって、全国的な状況の抜本的かつ相互・加速的な改善に資するよう、自殺対策基本法を改正して、市区町村（又は「市区町村及び都道府県」）に、「自殺対策基本計画」の策定を義務付けることを強くお願いしたい。

(2) 内閣府ブロック別研修会において新たに「首長向け研修会」の実施等

現在、内閣府において予算事業として「ブロック別研修会」を実施いただいております、各自治体の担当官中心に成果をあげていただいております、大変ありがたい。

他方で、各自治体ともに財政事情に制約があり、同時に、政策課題もますます多数にのぼる中で、来年度以降は、基金活用に当たっても原則、自治体負担が発生することとなった事情が更に加わり、各自治体において自殺対策事業の前提となる予算を確保していく上で、最終責任者である首長の自殺対策事業についての理解とやる気の向上がますます決定的に重要になってきている。

このため、ブロック別研修会では、従来の担当官中心の日程に加え、「首長向けの研修会」を導入し、広く全国くまなく首長等への周知啓発、理解の向上が発展するよう、積極的な施策推進を強くお願いしたい。

(3) 教育現場における「命が一番大切にされ、生きる力を豊かに、強くしていく」教育、「自殺のゼロ次予防」教育の推進

いじめなどによる子どもの自殺があとを絶たず、また、若者の自殺も顕著になってきている状況の中で、家庭や地域における様々な自殺予防対策に加え、学校の教育現場において、命が一番大切にされ、生きる力を豊かに強くしていく、しなやかな気持ち・心の足腰づくりにつながる教育を推進することが広く促されるよう措置を講ずることをお願いする。このための学習指導要領の改訂も含めて真剣に検討をしてほしい。

(4) 地域自殺対策基金の運用の改善

① 一定期間、基金未活用等の自治体については、一定の事業消化が行われる将来年度まで「自治体負担を免除」の実施

来年度以降、基金の活用には、原則、自治体の一定の負担が求められるが、自治体により自殺対策への理解と事業推進の程度には濃淡・温度差が広く存在する中で、これを自治体の区別なく一律にルール化すると、上記(2)中段の事情も加わり、“施策は必要に乏しく負担があるなら事業実施は困難”と判断する自治体もより一層出てくることも想定される。

このため、基金をこれまで活用したことがない、又は乏しい自治体においては、今後一定の活用実績が出てくるまでは自治体負担を免除するなどして、自殺対策を推進しやすい環境づくりを行い、広く全国で事業の推進が促されることが有意義である。

② 「都道府県の枠を超えた取組み」への基金配分の別枠化等を含めた弾力的運用

大綱にある「地域における先進的な取組みの全国への普及」「複数の地方公共団体による連携の取組みについても、情報の提供等適切な支援を行う」を推進するうえで、都道府県の枠を明確に仕切りながら基金配分される運営では、都道府県の枠を超えた自治体間の連携について機動的・総合的に企図し進めていくうえでは必ずしも万全でないため、このような連携支援を積極的に可能とするような制度運営を願う。

3 日本自殺総合対策学会

日本の自殺対策の総力を結集して、政策作りの新たな枠組みをつくる

「日本自殺総合対策学会」の設立について

Japanese Society of Comprehensive Suicide Prevention Policy-Making

1) 設立の背景

自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、日本の自殺対策は大きく前進してきた。個人の問題に矮小化されてきた自殺が社会の問題として認識されるようになり、自殺対策も「包括的な生きる支援」として、社会的な課題のひとつに位置付けられるようになった。

実践的な取組が市区町村の現場に届き始めた平成22年からは、年間の自殺者数も減少が続いている。平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、今年も7月末時点（暫定値）では昨年比で10%以上減少。自殺が急増した平成10年以前の水準にまで減ってきた。

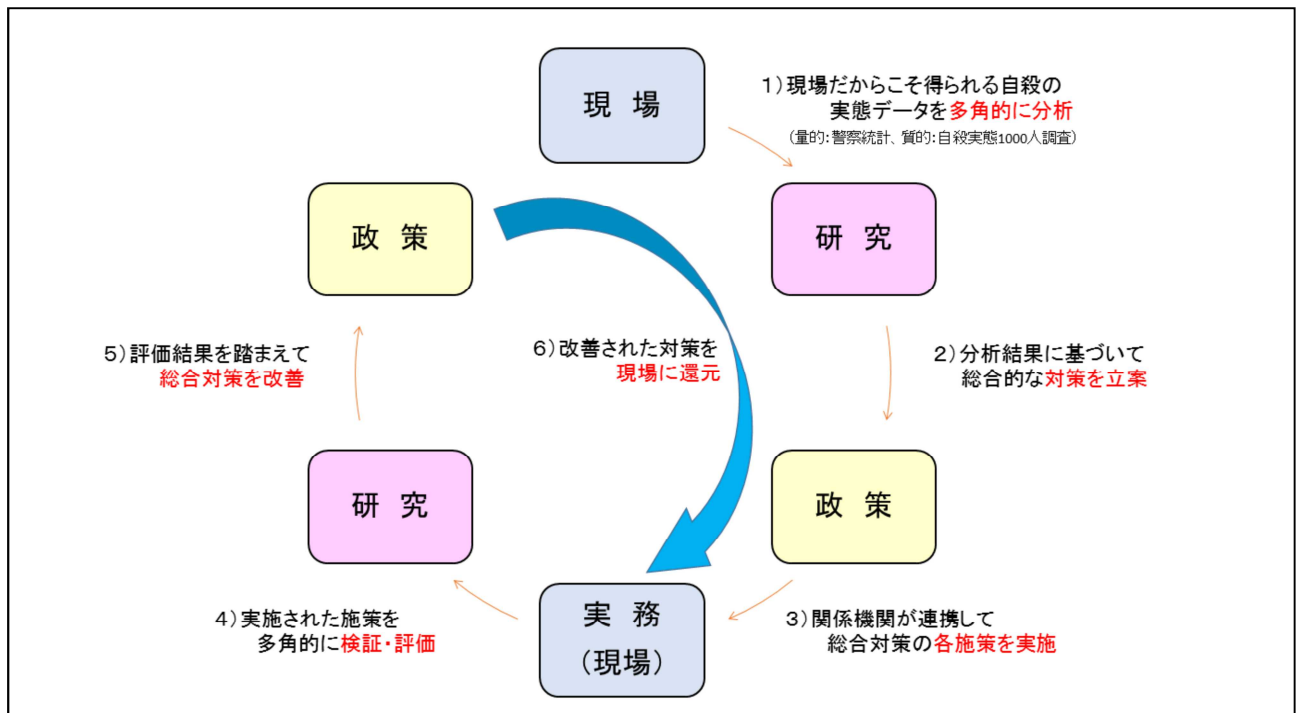
しかし、それでもなお毎年2万5000人超（毎日70～80人）が自殺で亡くなっており、決して楽観できる状況にはない。「自殺が減った」といってもあくまでも年間ベースの話であり、絶対数は積算されていくわけだから、実際は「増えるペースが少し遅くなっただけ」でしかない。

日本の自殺率は依然として先進主要7カ国の中で最も高く、ここ数年は若年世代の自殺率の高止まりも目立つ。非常事態はいまなお続いているのであり、対策の手を緩める理由は何もない。いやむしろ、これまでの経験や知見を活かして、対策を加速させていかなければならない。

2) 設立の目的

これまでの日本の自殺対策は、開いたバケツの穴をふさぐような緊急避難的なものになりがちだった（そうならざるを得なかった）。これからは中長期的な視点に立ち、戦略的かつ安定的に、社会全体で自殺対策を推進すること。自殺対策を社会的な自律軌道に乗せることが重要となる。

そのために日本自殺総合対策学会は、自殺対策の「現場（実践）」と「研究」と「政策」の連動性を高めて日本の自殺対策の総力を結集し、政策作りの新たな枠組みをつくることをめざす。現場の実践的な取組を踏まえて、自殺問題や対策のあり方を様々な学問的視点から検証し、それらを政策立案に活用するための枠組みをつくること。社会全体で自殺対策を総合的に推進するためのPDCAサイクル「Plan（計画）-Do（実行）-Check（検証・評価）-Act（改善）」のサイクル（下記はそのイメージ図）」を確立することが、日本自殺総合対策学会設立の目的である。



3) 活動の内容

日本自殺総合対策学会は、前項の目的を果たすため、以下の5つの機能を果たすことをめざす。

1. フォーラム機能

様々な関係者が互いの立場や組織、専門分野の壁を超えて、自殺問題や自殺対策（支援方法や政策）について協議する「フォーラム＝場」としての機能。例えば、「向精神薬の副作用」の問題や「自死・自殺」という表現の問題、「自殺未遂者支援における個人情報の取扱いの問題」など、あらゆる問題をタブー視せずに関係者が議論する「場」となることをめざす。

2. アクター機能

国内外に向けて、研究発表や政策提言を行う「アクター＝主体」としての機能。例えば、「自殺報道のガイドライン」を守るよう報道機関に働きかけたり、学校における「自殺予防教育」のメリット・デメリットの検証を行ったり、「主体」となって日本の自殺対策の推進することをめざす。

3. データベース機能

「地域の先進的な実践例」や「現場の失敗談等の経験」、「自殺大対策に関する研究成果」や「啓発ツール」等の情報を蓄積し、広く社会に還元するための「データベース」としての機能。全国各地の自殺対策協議会等の関係者が、互いに情報を共有するための仕組みづくりも行う。

4. マッチング機能

様々な分野の研究者と研究対象となり得る活動等の当事者とを引き合わせたり（無論、当事者等の理解と了承を得た上で）、政策立案者と研究者とを引き合わせるための「マッチング＝仲介」機能。

5. ウォッチドッグ機能

自殺対策の進捗状況を様々な角度から監視する「ウォッチドッグ＝番犬」としての機能。例えば、政府や自治体の自殺対策の取組状況を検証する「自殺対策政策評価」の実施や、報道機関による自殺報道の検証・評価など。

4) 規約等（調整中）

- ・日本自殺総合対策学会への入会方法等については現在調整中
- ・日本自殺総合対策学会は、利益相反を考慮して、宗教法人や政党、製薬企業等からの資金提供等は一切受けない（利益相反に関する指針を策定する）
- ・今年度中に一般社団法人化し、日本学術会議の協力学術研究団体として指定を受けることをめざす

【参考：自殺対策基本法（抜粋）】

第一条（目的） この法律は、（中略）自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条（基本理念） 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

5) 日本自殺総合対策学会の発起人（50音順）

現 場 （ 実 務 ）	石倉紘子	自死遺族サポートチームこころのカフェきょうと代表
	伊藤敬雄	小平駅前クリニック：精神科医
	鵜戸西努	宮崎市市郡医師会病院カウンセラー：宣教師
	大内衆衛	荏原病院：精神科医
	生越照幸	自死遺族支援弁護士
	齋藤友紀雄	日本いのちの電話連盟理事
	佐藤久男	NPO法人蜘蛛の糸理事長
	茂幸雄	NPO法人心に響く文集・編集局
	篠原鋭一	NPO法人自殺防止ネットワーク風理事長：僧侶
	清水康之	NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表
	杉本脩子	NPO法人全国自死遺族総合支援センター代表
	善養寺亮	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター事務局長
	根岸親	自殺対策全国民間ネットワーク事務局長
	藤澤俊樹	NPO法人いわて生活者サポートセンター事務局長
研 究	山口和浩	NPO法人自死遺族支援ネットワークRe代表
	山本ゆき	山本孝史のいのちのバトン代表
	猪飼周平	一橋大学大学院社会学研究科教授社会政策学
	岩瀬博太郎	千葉大学大学院医学研究院法医学教室教授法医学
	上田紀行	東京工業大学リベラルアーツセンター教授文化人類学
	岡崎晴輝	九州大学大学院法学研究院教授政治学
	金子能宏	国立社会保障・人口問題研究所政策研究連携担当参与経済学
	近藤克則	千葉大学大学院予防医学センター環境健康学研究部門教授健康格差対策
	澤田康幸	東京大学大学院経済学研究科教授経済学
	鈴木康明	東京福祉大学大学院心理学部教授死生学/悲嘆学
	崎坂香屋子	中央大学全学連携教育機構・総合政策学部准教授国際地域保健
	高橋義明	筑波大学システム情報系准教授幸福学
	椿広計	統計数理研究所副所長・データ科学研究系教授統計学
	中山健夫	京都大学大学院医学研究科教授健康情報学
政 策	西尾隆	国際基督教大学教養学部教授行政学
	堀江宗正	東京大学大学院人文社会系研究科死生学・応用倫理センター准教授死生学／宗教学
	本橋豊	京都府立医科大学特任教授公衆衛生学
	M・ライシュ	ハーバード大学公衆衛生大学院教授国際医療政策学
	P・イップ	香港大学自殺調査・予防研究センター長、国際自殺予防学会元副議長自殺予防学
	阿部守一	長野県知事
	梅林厚子	福井・大野市議会議員：自死遺族アメリカの会代表、自殺対策地方議員の会準備会幹事
	大坪冬彦	東京・日野市長：自殺のない社会づくり市区町村会世話人
	尾辻秀久	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会会長
	加藤和夫	秋田・八峰町長：自殺のない社会づくり市区町村会
	小池晃	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会副会長
	近藤やよい	東京・足立区長：自殺のない社会づくり市区町村会
	重徳和彦	衆議院議員：自殺対策を推進する議員の会若者自殺対策WT事務局長
	反町吉秀	元上十三保健所長：大妻女子大学家政学部公共健康学研究室教授
	武見敬三	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会副会長
	谷合正明	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会若者自殺対策WT座長
	仲本晴男	沖縄県立総合精神保健福祉センター所長：精神科医
	中山泰	京都・京丹後市長：自殺のない社会づくり市区町村会代表世話人
	西川太一郎	東京・荒川区長、特別区長会会長：自殺のない社会づくり市区町村会
	福島みずほ	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会副会長
	柳澤光美	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会事務局長
	柳田清二	長野・佐久市長：自殺のない社会づくり市区町村会
		計50名

日本自殺総合対策学会設立記念フォーラム

Japanese Society of Comprehensive Suicide Prevention Policy-Making

日本自殺総合対策学会は、自殺対策の「現場（実践）」と「研究」と「政策」の連動性を高めて日本の自殺対策の総力を結集し、政策作りの新たな枠組みをつくることをめざす任意団体です（別紙参照）。WHO「世界自殺予防デー（9月10日）」にあわせて、設立記念フォーラムを以下の要領で開催しました。

■日時：平成26年9月7日（日） 16時30分～19時30分（開場16時）

■場所：一橋講堂（東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内）

1. 開会式

挨拶：政 策：尾辻秀久（参議院議員、自殺対策を推進する議員の会会長）

研 究：上田紀行（東京工業大学リベラルアーツセンター教授）

趣旨説明：清水康之（NPO法人ライフリンク代表）

2. 『WHO世界自殺リポート』における日本の自殺対策への評価

厚生労働省 精神・障害保健課 福生泰久氏

3. 各分野における取組

実1) 自殺対策全国民間ネットワーク 地域・分野を超えた連携による自殺対策の底上げへ
根岸親（同会 事務局長、NPO法人ライフリンク副代表）

実2) NPO法人全国自死遺族総合支援センター代表
杉本脩子（同会 代表）

実3) 自死遺族支援弁護団の活動と今後の課題
生越照幸（弁護士、自死遺族支援弁護団 事務局長）

実4) 自殺の危機介入 僧侶による相談支援ネットワーク
篠原鋭一（NPO法人自殺防止ネットワーク風 理事長）

研1) 自殺対策における統計学の役割
椿広計（統計数理研究所副所長・データ科学研究系教授）

研2) 自殺による経済的損失と自殺総合対策の経済的便益
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 政策研究連携担当参与）

研3) 幸福度からみた自殺
高橋義明（筑波大学システム情報系 准教授）

研4) 自殺対策における法医学の役割
岩瀬博太郎（千葉大学大学院医学研究院法医学教室 教授）

政1) 足立区「生きる支援」としての自殺対策
近藤やよい（東京・足立区長）

政2) 市民参画でつくる「自殺総合対策推進条例」と「基本計画」
大坪冬彦（東京・日野市長）

政3) 自殺のない社会づくり市区町村会
中山泰（京都・京丹後市長）

政4) 住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合（通称：幸せリーグ）と自殺対策
西川太一郎（東京・荒川区長、特別区長会会長）

政5) 自殺対策を推進する議員の会
柳澤光美（参議院議員、同会 事務局長）

4. 発起人の紹介

5. 鼎談「自殺対策の新たな政策的枠組みをめざして」

○ 武見敬三（参議院議員、自殺対策を推進する議員の会 副会長）

○ 本橋豊（京都府立医科大学 特任教授）

○ 清水康之（NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 代表）

6 閉会

挨拶：山本ゆき（故・山本孝史夫人）

4 自殺総合対策の更なる推進を求める院内集会

平成 27 年 5 月 13 日

自殺対策を推進する議員の会
会長 尾辻 秀久 殿

自殺対策全国民間ネットワーク
自殺のない社会づくり市区町村会

自殺総合対策の更なる推進を求める要望書 ～「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて～

日頃より、日本の自殺対策推進のためにご尽力くださり、誠にありがとうございます。

ご承知の通り、来年は自殺対策基本法の施行から 10 年の節目にあたります。この間、日本の自殺対策は大きく前進してきました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として広く認識されるようになり、対策が地域レベルで実施され始めた平成 21 年からは、自殺者数が 5 年連続で減少。昨年は約 2 万 5 千人と、平成 10 年に自殺が急増する前の水準に戻ってきました。

しかし、決して楽観はできません。基本法施行後も、一日平均 83 人が自殺で亡くなっており、昨年までの自殺者数は（9 年間だけで）27 万人に上ります。「減った」といっても、実際は「増えるペースが若干遅くなっただけ」に過ぎません。日本の自殺率は先進主要 7 カ国で最も高く、若年世代の自殺率の高止まりも目立ちます。非常事態は、いまなお続いているのです。

自殺総合対策大綱には、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」とであると謳われています。自殺対策とは「包括的な生きる支援」とであるとも謳われています。各地で行われている様々な先駆的な取組による知見や経験を広く全国の対策に還元し、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換（大綱）」を図るには、自殺総合対策の更なる強化・推進が不可欠です。

私たちは、大綱の目的でもある「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、国会が中心となって次の 12 項目を迅速かつ確実に実行に移すよう、ここに強く要望いたします。

《項目の選定基準》

- ▼根拠の明確さ：自殺対策基本法／自殺総合対策大綱／全国市長会や地方公共団体の決議／等
- ▼緊急性：いますぐ実施する必要がある／いま実施しなければタイミングを逸してしまう／等
- ▼実現可能性：すでにモデル的に実施されている／他の施策において実施されている／等
- ▼効率性：すでに実施されているものの運用を変えるだけでできる／費用対効果が期待できる／等

自殺総合対策を更に推進するための１２項目

対策の理念

1. 自殺対策の本質が伝わるよう、「いのち支える自殺対策」という概念を前面に出すこと

対策の方向性

2. 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のために、日本社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通して、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で対策を推進すること

施策の連動性の向上

3. 自殺の多くは複数の阻害要因が連鎖した末に起きている実態を踏まえて、自殺対策は、個々の施策が細切れにならないよう、連鎖の類型に応じて常に施策を連動させながら推進すること

政府の推進体制強化

4. 関係府省が一体となって自殺対策を総合的に推進するための体制を強化すること

センター機能の強化

5. 自殺予防総合対策センターの業務や体制を抜本的に見直して、自殺対策の PDCA サイクルを機能させる拠点として「民学官協働型の自殺対策政策研究センター（仮）」を設立すること

地方公共団体の対策推進

6. 地方公共団体に対して「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務づけること

地域自殺対策の財源確保

7. 地方公共団体が計画的に対策を推進できるよう、地域自殺対策の恒久財源を確保すること

「いのちのセーフティネット事業（仮）」構想

8. 既存の事業である「寄り添いホットライン（厚労省）」と「自律相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）」、それに「いのち支える自殺対策」を効果的に連動させて、傾聴支援と実務支援を一体的に行う「いのちのセーフティネット事業（仮）」を推進すること

自死遺族支援の強化

9. 全都道府県に「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置すること

自殺未遂者支援の強化

10. 二次保健医療圏ごとに「自殺未遂者・未遂者家族支援の拠点病院」を定めること

自殺の〇次予防の強化

11. すべての児童生徒を対象に「SOS の出し方（＝自殺の〇次予防）」を実施すること

法改正等による速やかな実現

12. その他、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に必要な施策を講じると同時に、上記施策の速やかな実現に必要な法改正等を行うこと（詳細は次頁）

各項目に関する根拠等の補足事項

対策の理念

1. 自殺対策の本質が伝わるよう、「いのち支える自殺対策」という概念を前面に出すこと

- ▼自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）に、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、「自殺対策とは包括的な生きる支援である」旨が謳われている。
- ▼実際に、自殺念慮を抱えた人の多くは、「死にたい」と「生きたい」の狭間で揺れ動いて、十分な支援を受けることができれば「生きる道」を選ぶ人が多い。その意味で、「生きる支援＝いのちを支えること」は、自殺対策の本質でもある。
- ▼はじめての自殺対策強化月間（平成 22 年）において「いのち支える」という標語が使われ広く共感を得た（著作権フリーのロゴ等のすでに作成されている）。
- ▼自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体等が、地域住民の理解を得やすくなる。
- ▼企業（通信や IT、鉄道等）やスポーツチーム、芸能関係者等が、自殺対策に関わりやすくなる。
- ▼自殺対策に取り組む関係者が増えれば、マスコミが積極的に取り上げやすくなり、啓発が進む。

対策の方向性

2. 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のために、日本社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通して、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で対策を推進すること

- ▼自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）の第一条に「自殺対策を総合的に推進して、（中略）もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と謳われている。
- ▼大綱の副題に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」と謳われている。
- ▼世界保健機関（WHO）や国際自殺予防学会（IASP）が、自殺発生のメカニズムを「Suicide Risk and Protective Factors（自殺のリスク要因、自殺に対する保護要因）」を用いて説明している。「前者が増えることによって自殺のリスクが高くなるものの、後が増えることによってそうした自殺のリスクを低下させることができる」というものである。
- ▼日本でも、例えば東京・足立区が「いのち支える寄り添い支援事業」等を通じて、この方向に対策を推進している。自殺のリスクが高まっている人に対して、地域の様々な相談機関が連携して「生きることの阻害要因（例えば、借金や生活苦、仕事の悩み等）」を取り除き、同時に様々な居場所活動等に参加する機会を提供することで「生きることの促進要因（自尊心や自己有用感、趣味等）」を増やすための支援を行っている。結果、自殺のリスクを低下させている。

施策の連動性の向上

3. 自殺の多くは複数の阻害要因が連鎖した末に起きている実態を踏まえて、自殺対策は、個々の施策が細切れにならないよう、連鎖の類型に応じて常に施策を連動させながら推進すること

- ▼基本法の第二条に「自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び拝見を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるよ

うにしなければならない」と謳われている。

- ▼大綱に「自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており」、また「男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、社会的包摂、生活困窮者支援に関する施策など関連する分野とも密接に連携しつつ、施策を推進する」と謳われている。
- ▼『自殺実態白書 2008 (NPO 法人ライフリンク編)』によれば、「自殺で亡くなった人は平均 4 つのリスク要因を抱えていた」ことが分かっている。
- ▼施策の連動性を向上させる必要があるものとして、例えば、生活困窮者自立支援事業と自殺対策の連動、法律相談と心の悩み相談との連動、就労支援と心理的支援との連動等がある。

政府の推進体制

4. 関係府省が一体となって自殺対策を総合的に推進するための体制を強化すること

- ▼基本法の第三条に「国は、前項の基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と謳われている。
- ▼大綱に「内閣官房長官のリーダーシップの下に、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る」と謳われている。
- ▼なお、自殺対策は、内閣府から厚労省に移管されることが閣議決定されているが（平成 27 年 1 月 27 日）、移管される際は、内閣府と厚労省が合同で「自殺対策業務移管チーム(仮)」を作るなどして、自殺対策業務に遅滞が生じないようにすべきである。
- ▼また、多岐に渡る自殺対策行政を、名実ともに、厚労行政の一部に矮小化しないようにするために、省内横断的な部署を新設すべきである。（その際、専任の課長級を配置すること。そのポストは、業務と共に内閣府から移管すること。警察庁や文科省等の関係府省との調整業務も担えるようにすること。）

センター機能の強化

5. 自殺予防総合対策センターの業務や体制を抜本的に見直して、自殺対策の PDCA サイクルを機能させる拠点として「民学官協働型の自殺対策政策研究センター（仮）」を設立すること

- ▼参議院厚生労働委員会による「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議（平成 17 年 7 月 19 日）」に、「情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること」とあり、これが根拠となって、平成 18 年 10 月に自殺予防総合対策センターが設立された。
- ▼基本法の第二条に「自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない」と謳われているが、現在の自殺予防総合対策センターは、国立精神・神経医療研究センター内に設置されており、業務も体制も、精神保健領域に偏っている。
- ▼基本法の第十一条に「国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。 2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする」と謳われている。

- ▼大綱にも、「地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、必要な情報の提供やその活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及などが必要である」、「施策の実施状況を検証・評価し、常に施策が効果的・効率的に実施されていることを確認するという視点が不可欠である」、「国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける」と謳われている。
- ▼そこで、自殺予防総合対策センターのあり方を抜本的に見直し、自殺対策に関わる様々な関係者をつなぐ「拠点＝センター」として、自殺対策の PDCA サイクルを機能させる責務を負った「民学官協働型の自殺対策政策研究センター（仮）」を設立すべきである。
- ▼また、大綱には「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図っていく必要がある、このため、関係者の連携を強化するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組を進める上で必要な先進的な取組に関する情報等の提供やその活用の支援などが課題である」と謳われている。
- ▼そのため、自殺予防総合対策センターの支援・指導の下に活動している全国の地域自殺予防情報センターのあり方も抜本的に見直し、地方公共団体の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター（仮）」として体制及び機能の強化を図るべきである。

地方公共団体の対策推進

6. 地方公共団体に対して「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務づけること

- ▼基本法の第四条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と謳われている。
- ▼京都府市長会では、平成 27 年 5 月 1 日に「法改正により自治体に自殺対策基本計画の策定義務付けを求める要望（抜粋）」が採択されている（近畿市長会でも 5 月 21 日に提案される見通し）。
- ▼東京都港区や日野市、京都府京丹後市等では、すでに「自殺対策基本計画（推進計画）」が策定され、地域の自殺実態に即した総合対策の推進が始まっている。計画策定のプロセスは、首長や関係部局、地域の関係機関や住民に対して、自殺問題への関心を高めることにもつながっている。
- ▼その一方で、地方公共団体の中には自殺対策事業を行ったことがない、あるいはほとんど行っていないところもあり、全国的には自殺対策における自治体間格差が広がっている。
- ▼すべての地方公共団体が、国の支援を受けながら、当該地域における自殺実態分析を踏まえて総合的な対策を立案し、それに基づいて関係者が連携しながら対策を推進。またその際は、具体的な数値目標や各施策を実施する工程表および担当部局を明確にして、施策の進捗状況を検証できるようにすべきである。
- ▼参考：「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布）」においては、地方公共団体に対して「いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下「地域いじめ防止基本方針」という。）の策定に努めるよう求め、努力義務となっている」。

地域自殺対策の財源確保

7. 地方公共団体が計画的に対策を推進できるよう、地域自殺対策の恒久財源を確保すること

- ▼基本法の第九条に「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の

措置その他の措置を講じなければならない」と謳われている。

- ▼平成 27 年 2 月 18 日の参議院本会議における、「自殺対策を推進する議員の会（尾辻秀久会長）」事務局長でもある柳澤光美議員の代表質問に対して、安倍総理が「我が国における自殺対策は着実に成果を挙げていますが、今なお年間約 2 万 5000 人の方が自ら命を絶たれるという深刻な状況にあることは変わりなく、国を挙げた対策を更に進めていく必要があります。政府としては、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、きめ細やかな対策が実施できるよう、いただいた御指摘も参考にしつつ、厚生労働省への円滑な事務移管などによる推進体制の強化や必要な予算措置等も含め、しっかりと対応してまいります」と答弁している。
- ▼平成 25 年 11 月 26 日には、「自殺対策を推進する議員の会」が、安倍総理に対して直接「自殺総合対策の推進に不可欠な財源確保に関する緊急要望」の申入れを行い、「自殺対策の恒久財源を確保するため当初予算において予算措置を行う」ことを訴えている。
- ▼全国市長会で「自殺総合対策の抜本的充実を求める決議（平成 24 年 11 月）」が採択されており、その中で「住民に一番身近な基礎自治体の役割と責任はますます重要になってきている」、「総合的に対策を進めるための「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専門職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの重要対策が、全国すべての自治体で実施できるよう、自治体への支援又は連携を必要かつ十分に行うこと」と謳われている。
- ▼昨年度までは「地域自殺対策緊急強化基金（平成 21 年度～）」が地域自殺対策の財源となってきたが、単年度ごとに補正予算で積み増しと延長を繰り返してきた。大綱には、「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、基金を単年度ごとに更新するのだと、これができない。継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。（ただし、それぞれの地域の実態に即した対策を後押しするため、補助率等の策定は現場のニーズを踏まえて行うべきである。）

「いのちのセーフティネット」構想

8. 既存の事業である「寄り添いホットライン（厚労省）」と「自律相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）」、それに「いのちを支える自殺対策」を効果的に連動させて、傾聴支援と実務支援を一体的に行う「いのちのセーフティネット事業（仮）」を推進すること

- ▼基本法の第十六条に「国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するために適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする」と謳われている。
- ▼厚労省が平成 24 年 3 月に始めた「寄り添い型相談支援事業」として行われている「寄り添いホットライン（24 時間 365 日電話を受け続ける無料相談）」には、一日平均 3 万件超の電話が寄せられている（実際に電話を受けられるのは数パーセントに過ぎない）。相談者の約 6 割に自殺念慮があり、7 割近くが失業状態にあるなど、自殺のリスク要因を複合的に抱えている人が少なくない。現在、傾聴（思いに真摯に耳を傾ける）と実務的な支援（然るべき相談機関につなげる）を両輪として、全国の民間団体が中心になって行っているが、これに地方公共団体の関連相談窓口や保健所等との連携が加われば、さらに強力に「生きる支援」を展開できるようになる。
- ▼大綱には、「経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握や縦割りではない総合相談体制の強化（ネットワーク強化や総合相談会の開催等のアウトリーチを含む。）、初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援体制の構築」と謳われている。

- ▼すでに行われている事業を現場のニーズに応じて連動させることで、新規事業を立ち上げるよりも極めて低いコストで、しかも効率的に、それぞれの事業の目的を果たせるようになる。

自死遺族支援の強化

9. 全都道府県に「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置すること

- ▼基本法の第十八条に「国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす申告な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする」と謳われている。
- ▼大綱に「遺された人への支援を充実する」として、「遺族の自助グループ等の運営支援」「遺族等のために情報提供の推進等」「遺児への支援」等が謳われている。
- ▼1 人が自殺で亡くなると、少なくとも周囲の 4～5 人が大きな影響を受けるといわれている。2008 年時点で、全国の自死遺族の人数は 300 万人と推計されている。（未成年の自死遺児は 9 万人）。
- ▼『自殺実態白書 2008』によれば、自死遺族の 3 割以上が「家族を自殺で亡くした直後、自分も死にたいと考えた」と答えている。また、家族や親族等との人間関係の問題、借金や生活苦といった建材的な問題、身体や心の健康の問題等を、複合的に抱え込みがちであることが分かっている。
- ▼東京都は、自死遺族を対象とした専用のリーフレットを作成し、監察医務院等を通じて、遺族となった都民にリーフレットを配布することで、遺族支援に関する情報の周知に努めている。しかし、他の道府県の多くは、当該地域の自死遺族支援に関する情報の集約すらできておらず、当然、自死遺族に対して適切な情報提供ができていない。
- ▼2006 年の基本法施行以降、全国各地に自死遺族支援が広がっているが、それらの情報が自死遺族に適切に伝わっているとは言い難い。そのため各都道府県に、自死遺族支援に関する情報を一元的に集約する機能を持った「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置し、当該地域において家族を自殺で亡くしたすべての人に対して、支援策情報を伝えるための仕組みを警察等と協力して整えるべきである。
- ▼参考：「犯罪被害者等支援法（平成 16 年 12 月成立）」に基づいて策定された「犯罪被害者等支援基本計画（平成 17 年 12 月閣議決定）」で、「内閣府において、首長部局に対し、施策を総合的に推進するための要となる「施策担当窓口部局」の確定とともに、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う「総合的な対応窓口」の設置を要請すること」とされた。

自殺未遂者支援の強化

10. 二次保健医療圏ごとに「自殺未遂者・未遂者家族支援の拠点病院」を定めること

- ▼基本法の第十七条に「国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする」と謳われている。
- ▼警察庁の自殺統計から、自殺で亡くなった人の 2～3 割に自殺未遂歴があることが分かっている。
- ▼実際に、自殺念慮を抱えた人の多くは、「死にたい」と「生きたい」の狭間で揺れ動いていて、十分な支援を受けることができれば「生きる道」を選ぶ人が多い。
- ▼自殺未遂をして医療機関等につながった段階で適切な支援を行うことができれば、その後の再企図を防げる可能性が高まる。東京・荒川区や日本医科大学付属病院のように、そう

やって成果をあげている地方公共団体や医療機関もある。

- ▼しかし、ほとんどの地域においては、自殺未遂者やその家族は十分な支援を受けることができず、そうした中で「生きる道」を選ばずに亡くなっている人が大勢いることが推測される。
- ▼二次保健医療圏ごとに、「自殺未遂者・未遂者家族支援の拠点病院」を定めて、地域の自殺未遂者支援の担い手として、必要に応じて、再企图防止専門家チームの派遣等も行うべきである。
- ▼また、そもそも医師や看護師、精神保健福祉士等、医療福祉の専門家になるための教育課程で、自殺対策や未遂者支援について学ぶ機会がほとんどない。そうした教育課程も見直すべきである。

自殺の〇次予防の強化

11. すべての児童生徒を対象に「SOS の出し方（＝自殺の〇次予防）」を実施すること

- ▼基本法の第十二条に「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」と謳われている。
- ▼大綱に「児童生徒が（中略）生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育を推進する」と謳われている。
- ▼平成 26 年 6 月 17 日、自殺対策を推進する議員の会は、菅官房長官に対して「若者自殺対策に関する緊急要望」を申し入れ、その中で『すべての子どもに「生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法」を教える』ことを訴えている。

（以下が、その内容）

- ・命や暮らしの危機に陥った若者が、「助けの求め方が分からない」「相談機関や支援策の存在を知らない」ために、自殺の追い込まれるケースが相次いでいる。そうした事態を防ぐため、義務教育の過程ですべての子どもに、「日々の暮らしの中で、あるいは将来的に、生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力」を身に付けさせる。
- ・具体的には、「心が苦しいときの対処方法」「職場で理不尽な要求をされたときの対処方法」「性暴力被害を受けたときの対処方法」「自殺の危機にある人への対処方法」などについて、「自殺 〇次予防」として、各学校で全生徒を対象に毎年実施する。あわせて教員向け研修、講習の充実強化をはかる。

法改正等による速やかな実現

12. その他、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に必要な施策を講じると同時に、上記施策の速やかな実現に必要な法改正等を行うこと

- ▼自殺リスクが高いとされるグループ（生活保護利用者、LGBT、難病患者、虐待や性暴力被害を受けた経験のある人、離別経験をした中高年男性、死別経験をした若年女性等）への支援強化
- ▼死因究明制度との連動／自殺報道ガイドライン策定の推進／民間団体との連携強化／過量服薬・投薬への対応強化／インターネットを活用した自殺対策の推進／居場所活動の推進、等

5 全国市長会における決議

自殺総合対策の抜本的充実を求める決議

国の年間自殺者が3万人を超えて、国際比較においても突出して高い危機的な状況が14年間も続いている。とりわけ、昨今は、東日本大震災の発生に伴う被害や長引く景気低迷による生活苦、また、いじめによる自殺の顕在化も各地で相次ぐ事態となっている。そもそも、自殺率が極めて高いこの異常な状況は、憲法上保障されるべき基本的人権、最低限の生活権などの根底に横たわる課題であり、社会保障や住民福祉が論じられているその足下で、この社会の土台が気がつかないうちに蝕まれつつあることを示している。

このような状況の中、平成19年に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」が本年8月に大幅に改定された。この改定された自殺総合対策大綱においては、新たに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが明示され、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」とされるとともに、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」ことが明確に謳われており、住民に一番身近な基礎自治体の役割と責任はますます重要になってきている。

このため、自殺総合対策において、国家の根本的かつ最重要な課題の一つとして、地域・現場レベルでの実践的、具体的な取組みが、国・地方を挙げて総合的かつ強力に進められるよう、下記事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 自殺対策は、“生きる権利”という究極の基本的人権等に関わる課題であり、国家的な重要課題となっている現状から、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策緊急強化基金の恒久化や基礎自治体を実施する自殺対策事業等に対して恒久的な財政支援措置を講じること。
2. とりわけ、総合的に対策を進めるための「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの重要対策が、全国すべての自治体で実施できるよう、自治体への支援又は連携を必要かつ十分に行うこと。
3. 自殺者への保険給付制度のあり方について検討するとともに、一方で、自殺を防ぎ“生きる支援”を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。

以上決議する。

平成24年11月15日

全 国 市 長 会